

地方分権の推進

国出先機関改革（直轄国道移管）

国出先機関（地方整備局等）の事務・権限の地方への丸ごと移管に取り組んでいます。

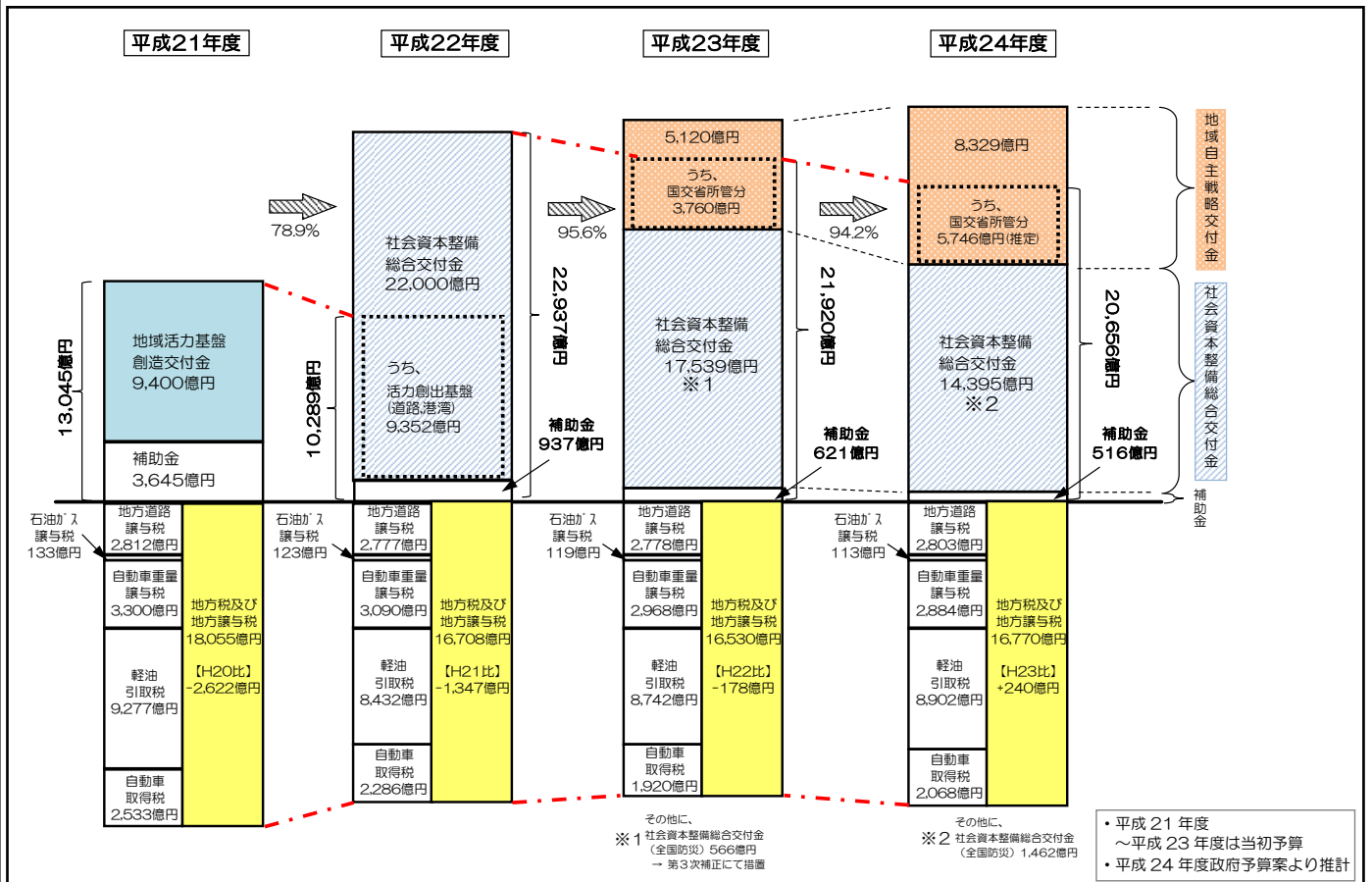
■地方側の動き 関西広域連合発足（平成22年12月）

- ・国出先機関の丸ごと（ヒト・モノ・権限）移管を目指す
- ・国出先機関対策委員会（委員長：嘉田知事）を設置し、国と協議を開始
- ・国出先機関対策PTに「国出先機関対策検討会（連絡窓口）」を設置。府県の検討体制を強化
- ・広域連合議会に移管等も含む全分野の調査協議を行う総務常任委員会を設置

補助金の一括交付金化

◆道路財源の変遷

平成21年度	・道路特定財源の一般財源化にあたり、地方税、譲与税、補助金、交付金として、従来地方に配分されてきた道路財源の総額を踏まえ、「地域活力基盤創造交付金」が創設。
平成22年度	・既存の道路、治水、海岸、下水道、住宅、港湾の各補助金・交付金を統合した「社会資本整備総合交付金」が新たに創設。
平成23年度	・「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」が創設。 ・平成23年度は、第一段階として都道府県を対象に、投資補助金が一括交付金化。{全体で5,120億円（内、国交省分3,760億円）} ・既設の社会資本整備総合交付金についても、現行の4分野を一つに統合。
平成24年度	・地域自主戦略交付金の対象が政令市にも拡大。{全体で8,329億円（内、国交省分5,746億円（推定値））} ・対象事業の拡充に伴い、社会資本整備総合交付金から、地域自主戦略交付金及び沖縄振興一括交付金へ2,182億円を移行。 ・また東日本大震災を教訓として、即効性のある防災・減災施策のための全国防災枠を設置（全体1,462億円）。



義務付け・枠付けの見直し

地域の実情に応じた道路整備を推進するため、国が全国一律に定めていた道路の構造の技術的基準を地方の条例で定めることができるようになりました。

改正の対象となる事項

自治事務の内、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもので、次のような事項を対象

- ①施設・公物設置管理の基準
- ②協議、同意、許可・認可・承認
- ③計画等の策定及びその手続き等

関係法律を一括し改正

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

改正の対象となる事項

例えば、

- ①' 国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定＝地方の独自性の発揮
- ②' 国の関与を、廃止又は弱い形態の関与へ
- ③' 計画等の策定義務を廃止へ

直轄事業負担金

直轄事業負担金とは、国が国道や一級河川などの整備等を自ら実施する場合、法令の定めによって、地方公共団体が負担しなければならない経費をいいます。

大阪府では、権限と財源が地方に移され、地方が自立的に地域経営を行う「地域主権」の観点から、直轄事業負担金の廃止を求めてきました。

- ・平成 21 年度は業務取扱費のうち、営繕宿舍費、退職手当が負担金の対象から除外。
- ・平成 22 年度からは、業務取扱費が負担金の対象範囲から除外。また、維持修繕に関する負担金が一部を除き廃止。
- ・平成 23 年度からは、維持修繕に関する負担金が全廃。

業務取扱費：工事費、用地費など直接工事にかかる経費以外の経費
(職員人件費、事務費など)

◆ 府の負担状況

(単位：百万円) 最終予算額

	H19	H20	H21	H22	H23
負担額 (道路)	25,269	27,033	28,508	10,621	6,466

- ・負担割合は、個別の根拠法令で規定【道路法第 50 条、河川法第 60 条等】
新設・改築について 1/3 を地方が負担
- ・平成 21 年度末の第二京阪の供用開始に伴い、府域の事業量が大幅に減少し、平成 22 年度より負担額も大幅減。

◆ 交通道路室予算に占める直轄事業負担金の割合

(単位：億円)

